

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例を「」に公布する。

令和七年十一月一十六日

広島県知事 横 田 美 香

#### 広島県条例第四十号

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

##### 部を改正する条例

(市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第一条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年  
広島県条例第四十九号）の一部を次のようにより改定する。  
別表第一を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

#### 教 育 職 給 料 表 (イ)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1		214,800	235,900	334,400	363,800	450,000
2		217,200	238,300	336,200	365,300	451,300
3		219,500	240,700	338,000	366,800	452,500
4		221,800	243,200	339,700	368,200	453,800
5		224,100	245,600	341,300	369,600	454,900
6		226,300	248,000	343,200	370,900	456,000
7		228,500	250,400	345,100	372,200	457,200
8		230,700	252,900	346,900	373,600	458,400
9		232,900	255,300	348,700	375,000	459,700
10		235,100	256,900	350,700	376,300	460,900
11		237,300	258,500	352,500	377,600	462,000
12		239,500	260,100	354,200	378,800	463,100
13		241,700	261,700	355,900	380,000	464,300
14		243,800	263,100	357,600	381,300	465,100
15		245,900	264,500	359,100	382,500	465,900
16		248,000	265,900	360,700	383,700	466,800

17	250, 100	267, 300	362, 300	384, 700	467, 700
18	251, 900	268, 500	363, 600	385, 900	468, 100
19	253, 600	269, 700	364, 800	387, 100	468, 600
20	255, 300	270, 900	365, 900	388, 200	469, 100
21	257, 000	272, 200	367, 200	389, 200	469, 600
22	258, 300	273, 300	368, 600	390, 400	
23	259, 600	274, 400	370, 000	391, 600	
24	260, 800	275, 600	371, 300	392, 700	
25	262, 000	276, 900	372, 500	393, 700	
26	263, 100	278, 600	373, 900	394, 900	
27	264, 200	280, 300	375, 200	396, 000	
28	265, 300	282, 000	376, 500	397, 100	
29	266, 500	283, 700	377, 700	398, 200	
30	267, 600	285, 700	379, 100	399, 400	
31	268, 700	287, 900	380, 400	400, 600	
32	269, 700	290, 100	381, 700	401, 700	
33	270, 800	292, 300	383, 000	402, 700	
34	271, 800	294, 500	384, 200	403, 800	
35	272, 800	296, 700	385, 300	405, 000	
36	273, 900	298, 800	386, 500	406, 200	
37	275, 100	300, 800	387, 700	407, 400	
38	276, 000	302, 700	388, 900	408, 700	
39	277, 000	304, 600	390, 100	409, 800	
40	278, 100	306, 400	391, 200	411, 000	
41	279, 300	308, 200	392, 300	412, 100	
42	280, 400	310, 100	393, 500	413, 400	
43	281, 500	311, 900	394, 700	414, 400	
44	282, 600	313, 600	395, 800	415, 500	
45	283, 500	315, 300	396, 900	416, 700	
46	284, 300	317, 100	398, 200	417, 900	
47	285, 100	318, 800	399, 400	419, 100	
48	285, 900	320, 400	400, 500	420, 300	
49	286, 500	322, 000	401, 400	421, 400	
50	287, 300	323, 700	402, 600	422, 400	
51	288, 000	325, 500	403, 600	423, 700	
52	288, 700	327, 200	404, 700	424, 900	
53	289, 500	328, 500	405, 500	426, 100	
54	290, 300	330, 400	406, 600	427, 200	
55	290, 900	332, 200	407, 600	428, 300	
56	291, 600	333, 900	408, 600	429, 400	
57	292, 300	335, 500	409, 700	430, 400	
58	293, 100	337, 400	410, 700	431, 600	
59	293, 900	339, 100	411, 800	432, 800	
60	294, 500	340, 800	412, 900	434, 000	
61	295, 100	342, 500	413, 900	434, 600	
62	295, 800	344, 200	415, 000	435, 400	
63	296, 500	345, 900	416, 100	436, 100	
64	297, 000	347, 600	417, 100	436, 600	
65	297, 700	349, 300	418, 000	436, 900	
66	298, 400	350, 600	418, 900	437, 200	
67	299, 000	351, 900	419, 900	437, 600	
68	299, 600	353, 200	420, 900	438, 000	
69	300, 300	354, 700	421, 700	438, 300	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	70 71 72	301, 000 301, 600 302, 300	356, 200 357, 700 359, 200	422, 500 423, 200 424, 000	438, 700 439, 000 439, 300
73 74 75 76	302, 800 303, 400 304, 100 304, 600	360, 500 362, 000 363, 500 364, 900	424, 700 425, 300 426, 000 426, 700	439, 600 439, 900 440, 200 440, 500	
77 78 79 80	305, 200 305, 800 306, 400 307, 000	366, 300 367, 800 369, 300 370, 800	427, 300 428, 000 428, 500 429, 100	440, 700 441, 000 441, 300 441, 700	
81 82 83 84	307, 500 308, 000 308, 600 309, 200	372, 100 373, 400 374, 700 375, 900	429, 500 429, 900 430, 200 430, 400		
85 86 87 88	309, 600 310, 000 310, 500 311, 000	377, 100 378, 300 379, 400 380, 500	430, 600 430, 900 431, 200 431, 400		
89 90 91 92	311, 400 311, 900 312, 300 312, 800	381, 500 382, 600 383, 700 384, 800	431, 600 431, 900 432, 200 432, 400		
93 94 95 96	313, 100 313, 600 314, 100 314, 500	385, 900 387, 000 388, 000 389, 100	432, 600 432, 900 433, 200 433, 400		
97 98 99 100	314, 800 315, 200 315, 600 316, 000	390, 100 391, 100 392, 000 392, 900	433, 600 433, 900 434, 200 434, 400		
101 102 103 104	316, 400 316, 700 317, 000 317, 300	393, 700 394, 700 395, 500 396, 400	434, 600 434, 900 435, 200 435, 400		
105 106 107 108	317, 500 317, 800 318, 100 318, 300	397, 200 398, 100 399, 000 399, 900	435, 600		
109 110 111 112	318, 500 318, 700 319, 000 319, 300	400, 700 401, 700 402, 600 403, 500			
113 114 115 116	319, 500 319, 700 319, 900 320, 200	404, 100 405, 000 405, 900 406, 800			
117 118 119 120	320, 500 320, 700 321, 000 321, 300	407, 600 408, 300 409, 100 409, 900			
121 122 123	321, 500 321, 700 321, 900	410, 500 411, 200 411, 900			

124	322, 200	412, 500
125	322, 500	413, 100
126		413, 800
127		414, 300
128		414, 900
129		415, 500
130		416, 100
131		416, 600
132		417, 100
133		417, 400
134		417, 700
135		417, 900
136		418, 200
137		418, 500
138		418, 800
139		419, 100
140		419, 400
141	419, 700	
142	420, 000	
143	420, 300	
144	420, 600	
145	420, 800	
146	421, 100	
147	421, 400	
148	421, 600	
149	421, 800	
150	422, 100	
151	422, 400	
152	422, 600	
153	422, 800	
154	423, 100	
155	423, 400	
156	423, 600	
157	423, 800	
備考 この表の適用を受ける職員のうち、その勤務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。		
第一條 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一項を次のように改正する。		
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すところに改正する。		

改 正 後	改 正 前
第六条 削除  <u>(多年学級担当手当)</u> 第六条 市町立の小学校、中学校又は義務教育学校の二以上の学年の児童又は生徒で編制された二の学級を担当する職員のうち、人事委	

<p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p><b>第八条</b> (略)</p> <p>2 前項の手当は、月額により支給するものとし、その額は、八千六百円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）の別に応じ、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会規則で定める額とする。</p>
<p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p><b>第八条</b> (略)</p> <p>2 前項の手当は、月額により支給するものとし、その額は、八千円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める額とする。</p>

<p><b>第十条の三</b> (略)</p> <p><b>第十条の二</b> (略)</p> <p><b>第十条の二</b> (略)</p>
<p>（多学年学級担当手当に相当する報酬）</p> <p><b>第十条の四</b> 短時間勤務会計年度任用職員には、第六条第一項に規定する多学年学級担当手当の支給を受ける職員の例により、当該多学年学級担当手当に相当する報酬を基本報酬の額（短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成三十一年広島県条例第一号。以下「短時間勤務会計年度任用職員の給与等条例」という。）第四条第一項の規定により決定された基本報酬の額をいう。）に加えて支給する。</p> <p>2 前項の多学年学級担当手当に相当する報酬は、短時間勤務会計年度任用職員の給与等条例第四条第五項の特殊勤務手当に相当する報酬とみなす。</p>

別表第1（第3条関係）

教 育 職 給 料 表 (イ)
(略)

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に31,700円をそれぞれ加算した額とし、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に24,200円をそれぞれ加算した額とする。

別表第1（第3条関係）

教 育 職 給 料 表 (イ)
(略)

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

<p>（県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）</p> <p><b>第三条</b> 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和四十六年広島県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。</p>
---

<p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>
---

改 正 後	改 正 前
(県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給等)	(県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給等)
<p><b>第三条 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員（職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）第四条第一項第三号ロ又はハに規定する教育職給料表〔〕又は教育職給料表〔〕の適用を受ける者及び市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広島県条例第四十九号。以下「市町立学校職員給与等条例」という。）第三条第一項第一号イ又はロに規定する教育職給料表〔〕又は教育職給料表〔〕の適用を受ける者に限る。第三項及び第六条において同じ。〕のうちその属する職務の級がこれらの給料表の特二級、二級又は一級である者（指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第四項の認定の日までの間にあるものをいう。第三項において同じ。）を除く。）には、その者の給料月額の百分の十に相当する額の教職調整額を支給する。</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第三条 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員（職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）第四条第一項第三号ロ又はハに規定する教育職給料表〔〕又は教育職給料表〔〕の適用を受ける者及び市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広島県条例第四十九号。以下「市町立学校職員給与等条例」という。）第三条第一項第一号イ又はロに規定する教育職給料表〔〕又は教育職給料表〔〕の適用を受ける者に限る。第三項及び第六条において同じ。〕のうちその属する職務の級がこれらの給料表の特二級、二級又は一級である者には、その者の給料月額の百分の四に相当する額の教職調整額を支給する。</b></p> <p>(略)</p>
<p><b>3 2 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員（管理職手当を受ける者及び指導改善研修被認定者を除く。第六条第一項及び第二項において同じ。）について、給与条例第十五条第一項から第六項まで及び第十六条第二項の規定は、適用しない。</b></p> <p>(県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)</p> <p><b>第六条 (略)</b></p>	<p><b>3 2 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員（管理職手当を受ける者を除く。第六条において同じ。）については、給与条例第十五条第一項から第六項まで及び第十六条第二項の規定は、適用しない。</b></p> <p>(県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)</p> <p><b>第六条 (略)</b></p>
<p><b>3 2 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員（管理職手当を受ける者を除く。）の宿日直勤務については、従前の例によるものとする。</b></p> <p>(令和十二年十一月三十一日までの間における給料表の加算額に関する経過措置)</p>	<p><b>3 2 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の宿日直勤務については、従前の例によるものとする。</b></p>

## 附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条、附則第一条及び

附則第三条の規定は令和八年一月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の市町給与条例」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

(令和十二年十一月三十一日までの間における給料表の加算額に関する経過措置)

第二条 令和八年一月一日から令和十二年十二月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例別表第一の備考に規定する職務の級が三級である職員及び職務の級が四級である職員の給料額に加算する額は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる額とする。

期	間	職務の級が三級である職員	職務の級が四級である職員
令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで	一万五千五百円	四千円	
令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで	一万五千六百円	八千百円	
令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで	一万九千六百円	一万一千百円	
令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	二万三千六百円	一万六千百円	
令和十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	二万七千七百円	二万二百円	

(令和十二年十一月三十一日までの間における県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額に関する経過措置)

第三条 令和八年一月一日から令和十二年十二月三十一日までの間における第三条の規定による改正後の県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第三条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項本文中「百分の十」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の五
令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の六
令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の七
令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の八
令和十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の九

(給与の内払)

第四条 改正後の市町給与条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の市町給与条例の規定による給与の内払とみなす。